

(注) 計算部分について、記号は正答すべき目標を示している。

A : 確実に取る B : A, C以外 C : 取れなくてもよい

第 3 問 解 答 < 1 >

(会 計 学)

問題 1

問 1

① A 588 千円	② A 9,588 千円	③ A 3,000 千円
④ A 700 千円	⑤ B 3,000 千円	⑥ A 750 百万円
⑦ A 自己創設のれん	⑧ A 625 百万円	⑨ A 480 百万円
⑩ A 75 百万円	⑪ A 80 百万円	⑫ A 5 百万円

問 2

(1)

未償却原価による生産設備の測定によると、過去のキャッシュ・アウトフローの一部が、投資成果を得るための犠牲を表す費用として、計画的・規則的に配分される。また、償却原価法による満期保有目的の債券の測定によると、将来のキャッシュ・インフローの一部が、投資成果を表す収益として、計画的・規則的に配分される。このように、両者は、キャッシュフローを損益として期間配分する手続であるという点で共通する。

(2)

未償却原価は、実際に投下した資金のうち、いまだ収益に賦課されていない額であり、継続利用している資産について将来に回収されるべき投資の残高を表す。つまり、報告主体の主観的な期待価値であり、測定時点の市場価格とそれを超えるのれん価値を含む利用価値のように、資産の価値を直接的に測定するものではなく、未償却原価による測定は、資産の利用に伴う費用を測定するうえで重要な意味を持つものである。

第 4 問 解 答 < 1 >

(会 計 学)

問題 1

問 1

(1)	C	35.97	円	(2)	B	ストック・オプション： 有 ・否
					B	転換社債型新株予約権付社債： 有 ・否
(3)	(算式) C 7,500,000円＋280,000円 208,493株＋6,000株＋50,000株 (潜在株式調整後1株当たり当期純利益) (C 29.41) 円					

問 2

(1) 市場で流通する株式の多くは普通株式であり、また、比較可能性を向上させるための情報の開示を行うことが、投資家の的確な投資判断に資すると考えられるため、1株当たり当期純利益の算定の目的は、普通株主に関する一会計期間における企業の成果を示すことにあるとされている。そのため、1株当たり当期純利益の算定において、優先株主に支払われ普通株主に帰属しない優先株式への配当は、当期純利益から控除するとされる。

(2) その他資本剰余金の処分による優先配当は、基本的に株主資本の払戻の性格を持ち、当期純利益から控除される普通株主に帰属しない金額には該当しないため、当期純利益から控除される優先配当は、留保利益から行われるものに限るとされる。

第4問 解答 <2>

(会 計 学)

問題2

問1

①	A	1,120,000	②	A	1,120,000	③	A	480,000	④	A	480,000
---	---	-----------	---	---	-----------	---	---	---------	---	---	---------

別解：①1,400,000 ②1,400,000 ③600,000 ④600,000

問2

当社は、X2年3月31日において、積立金方式により税法上の機械装置の圧縮記帳を行ったことにより、X2年3月31日の貸借対照表上の機械装置の計上額5,000,000円が、課税所得計算上の機械装置の金額3,000,000円を2,000,000円上回ることとなる。そして、将来の機械装置の減価償却や売却に伴う圧縮積立金の取崩額は、税務上の益金に算入されることにより課税所得を2,000,000円増額する効果を有するため、将来加算一時差異が生じる。

問3

国庫補助金相当額を直接減額方式で処理する場合は、X2年3月31日における機械装置の貸借対照表上の計上額と課税所得計算上の金額がいずれも3,000,000円となり、一時差異が生じないため、税効果会計を適用する必要はない。

問4

圧縮積立金を純資産の部に計上した場合は、課税所得計算に影響を与えるため、計上される繰延税金負債の相手勘定科目は法人税等調整額となるが、その他有価証券の時価評価差額を純資産の部に計上した場合は、課税所得計算に影響を与えないため、計上される繰延税金負債の相手勘定科目は法人税等調整額とはならない。

第4問 解答 <3>

(会 計 学)

問題 3

問 1

(1) 発行会社の財政状態の算定に当たっては、財務諸表を無条件に使用するのではなく、原則として、資産等の時価評価に基づく評価差額等を加味した、実態に近い1株当たりの純資産額を算定することに留意する。そのため、時価評価が行われていない資産等は、資料が合理的に入手可能な限り修正する。また、決算日までに入手し得る直近の財務諸表を使用し、その後判明した重要な事項も加味する。

(2) 子会社や関連会社等の株式の場合、投資会社は当該子会社に対する支配又は当該関連会社に対する影響力の行使を通じて、その事業計画等を入手しうることから、実質価額の回復可能性の判定が可能であるといえる。また、回復可能性が十分な証拠により裏付けられる場合とは、事業計画等が実行可能で合理的なものであり、おおむね5年以内に実質価額が取得原価程度まで回復すると見込まれる場合である。

問 2

実務指針により保有目的区分の変更があったとみなされる場合とは、満期保有目的の債券について、その一部を正当な理由なく売買目的有価証券又はその他有価証券に振り替えたり、償還期限前に売却を行った場合である。この場合には、満期保有目的の債券に属する他の債券について、保有目的の変更があったものとして、売買目的有価証券又はその他有価証券へ振り替えなければならない。

問 3

株式の追加取得により持分比率が増加し、その他有価証券が子会社株式又は関連会社株式に該当することとなった場合、振替時の評価額は帳簿価額とする。これは、「企業結合に関する会計基準」において、個別財務諸表上、支配を獲得するに至った個々の取引ごとの原価の合計額をもって、被取得企業の取得原価とすることとされていることから、当該会計処理との整合性を保つことを論拠とする。

第 4 問 解 答 < 4 >
(会 計 学)

問題 4

問 1

A 16,750 百万円

問 2

割増金を取引価格に含めて計上した収益の著しい減額が発生しない可能性が、発生する可能性よりも高いという状況に比べ、著しく高い状況をいう。

問 3

(1) 本問の方法には、発生したコストと財又はサービスに対する支配の顧客への移転との間に直接的な関係がない場合があるという欠点がある。

(2) 進捗度を適切に見積るための信頼性のある情報が不足している場合である。

(3) 一定の期間にわたり充足される履行義務について、当該履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができない場合であって、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれるときには、進捗度を合理的に見積ることができる時まで、原価回収基準により、履行義務を充足する際に発生する費用のうち、回収することが見込まれる費用の金額で収益を認識する。他方、当該費用の回収が見込まれないときは、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識する。

第 5 問 解 答 < 1 >

(会 計 学)

問題 1

問 1

① A 2,902,000 千円	② B 3,100,000 千円	③ A 574,080 千円
④ C 1,750,000 千円	⑤ A 300,000 千円	⑥ A 930,000 千円
⑦ B 4,385,000 千円	⑧ A 1,761,200 千円	⑨ A 208,000 千円

問 2

⑩ A 20,500,000 千円	⑪ A 15,262,500 千円	⑫ B 284,000 千円
⑬ B 5,900 千円	⑭ B 60,400 千円	⑮ A △100,000 千円

問 3

⑯ A 961,200 千円	⑰ B 2,400 千円	⑱ C 76,000 千円
----------------	--------------	---------------

問題 2

問 1

事業分離により、分離元企業が現金など、移転した事業と明らかに異なる財産を受け取り、分離元企業が従来負っていた成果の変動性、すなわち、事業投資のリスクを免れるようになった場合には、投資は清算されたものとみなされる。他方、分離元企業が分離先企業の株式を受け取り、当該株式を通じて移転した事業と引き続き関係を有することにより、当該リスクを免れていない場合には、投資は継続しているものとみなされる。このように、事業分離によって、従前の投資が清算されたとみるか、あるいは継続しているとみるかは、対価の種類に基づき、分離元企業が移転した事業投資のリスクを免れるようになったか否かで判断する。また、事業分離によって投資が清算されたとみる場合は、分離元企業は移転損益を認識し、投資が継続しているとみる場合は、分離元企業は移転損益を認識しない。

第 5 問 解 答 < 2 >

(会 計 学)

問 2

分離元企業による事業に関する投資は清算されたものとみて個別財務諸表上で移転損益を認識するという考え方は、分離元企業の移転された事業に対する支配の喪失により、当該事業投資のリスクから解放され、移転損益を認識するという不可逆的な成果が得られた状態となったと考えている。他方、投資が継続しているものとみて個別財務諸表上で移転損益を認識しないという考え方は、「金融商品に関する会計基準」において、影響力の行使を目的として保有する関連会社株式は、子会社株式の場合と同様に事実上の事業投資と同様の会計処理を行うこととされていることを踏まえ、事業分離により移転された事業に対する支配は失われているが、関連会社への影響力の行使を通じて、子会社と同様に、移転された事業に関する事業投資を引き続き行っていると考えている。

問 3

投資先企業を結合当事企業とした企業再編後において、結合後企業のその他資本剰余金の処分による配当が実質的に企業再編直前の投資先企業の留保利益相当額からの配当と確認できる場合には、その他利益剰余金からの配当と同様に取り扱うべきである。また、当該企業再編に関して投資が清算されたとみる場合には、交換損益を認識し、改めて受取対価の時価にて投資を行ったものとされるため、交換損益を認識した株主は、当該留保利益相当額からの配当であっても、投資の払戻しとして有価証券の帳簿価額を減額する。そのため、結合後企業からの配当に相当する留保利益が企業再編直前に投資先企業において存在し、当該留保利益を原資とするものと認められ、かつ、配当を受領した株主が交換損益を認識していない場合には、その他資本剰余金の処分による配当であっても、受取配当金として収益計上できる。